

議案第2号
枚方市景観計画(素案)及び
(仮称) 枚方市景観条例(素案)の概要について

2013.9.25

枚 方 市 景 觀 計 画(素案)

平成 26 年 月 枚 方 市

目 次

はじめに	-----	1
1 章	景観計画の区域	2
2 章	良好な景観の形成に関する方針	6
2-1	景観計画区域全域の景観形成の方針	6
2-2	景観形成区域別の景観形成の方針	8
2-3	景観重点区域の景観形成の方針	10
3 章	行為の制限に関する事項	10
3-1	区域別の届出対象行為及び規模	10
3-2	区域別の景観形成基準	12
4 章	景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	20
4-1	景観重要建造物の指定の方針	20
4-2	景観重要樹木の指定の方針	20
5 章	屋外広告物の表示等及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項	21
6 章	公共施設等の景観形成の方針	22
6-1	一般区域	22
6-2	景観形成区域	22
6-3	景観重点区域	23
7 章	景観重要公共施設の整備に関する事項及び 景観重要公共施設に関する基準で、良好な景観形成に必要なもの	24
附則	-----	25

はじめに

枚方市では、平成 6 年に景観形成の目標を「枚方の新たな魅力を創る」として、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及び、その実現に向けた取り組みのあり方を示した「枚方市都市景観基本計画」を策定し、市域の景観整備に取り組んできました。その後、同計画の実効性を高めるために、平成 10 年に「枚方市都市景観形成要綱」を制定し、協定による景観の保全・誘導や地区指定による景観形成、大規模建築物等の景観誘導などの取り組みを進めてきました。

一方、国は平成 15 年に「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観の形成を重要課題に位置づけ、良好な景観形成に関する取り組みを具体的な施策に結びつけるための法制度の制定が進められ、平成 16 年 6 月に「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」が公布され、平成 17 年には全面施行されました。

「官」だけでなく「民」にも言及した「景観法」の施行によって、これまでの自主条例等では限界のあった強制力を伴う法的な規制などが可能となり、全国においてより一層の景観整備が推進されています。大阪府においても、府下を対象に平成 20 年に「景観法」に基づく景観計画を策定しています。

枚方市では、こうした国や大阪府における取り組みを踏まえて、平成 25 年 月に「枚方市都市景観基本計画を改訂しました。

平成 26 年 4 月からは、中核市移行にあわせ「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」を定め、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざします。

なお、本計画の用語の定義については特記なき場合は枚方市景観条例によるものとします。

1章：景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

(1) 景観計画の区域

「景観計画の区域」は枚方市全域（65.08 km²）とします。

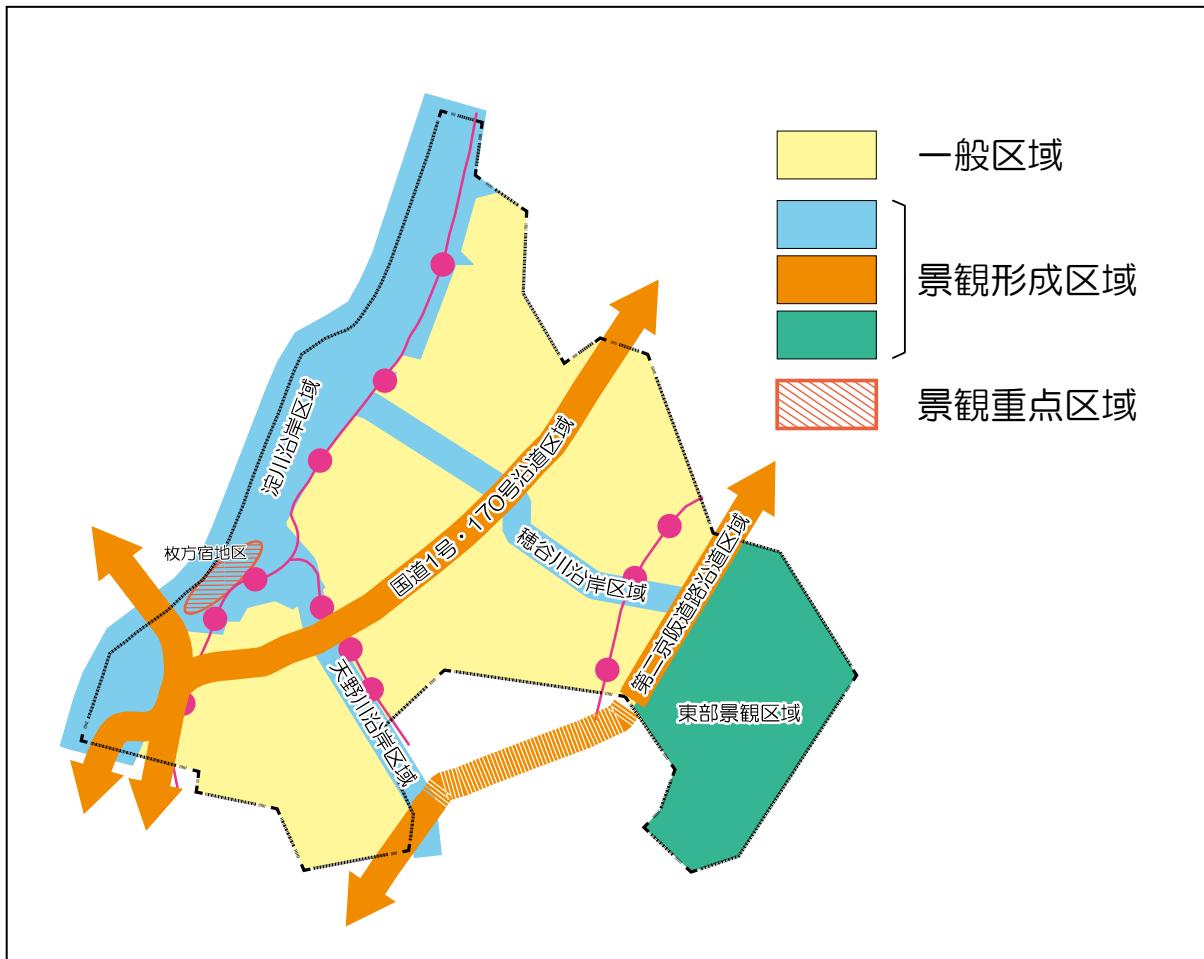
(2) 区域の区分

- ・景観計画のうち、良好な景観の形成をめざし、地域の特性を活かした景観の形成を図る区域を「一般区域」とします。
- ・景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要があり、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域を「景観形成区域」とします。
- ・景観計画区域のうち、良好な景観の形成を特に推進する必要があり、重点的に良好な景観を保全・創出しながら、区域の特性を活かした景観形成を図る区域を「景観重点区域」とします。

【留意事項】

- ・詳細の位置図は、別添図書によるものとします。
- ・敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域内とします。
- ・区域が重複する場合は、それの方針、基準を適用します。

景観計画の区域と区域区分



① 一般区域

一般区域は、景観計画区域（枚方市域全域）のうち、「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域とします。市域全体に広く分布し、それぞれの地域の個性や特性を活かした景観の形成を図ります。

② 景観形成区域

景観形成区域は、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある区域を指定します。主要な道路沿いを「道路景観軸」、主要な河川沿いを「河川景観軸」、生駒山地に連なる縁の区域を「東部景観区域」とします。

(i) 道路景観軸の区域

道路景観軸の区域は、市域を貫く主要な広域幹線道路沿いの区域とし、国道 1 号・国道 170 号の道路境界から両側 50m の幅の区域と、第二京阪道路の道路境界から両側 50m の幅の区域とします。

(ii) 河川景観軸の区域

河川景観軸の区域は、市域を流下する主要な河川沿いの区域とし、淀川沿岸の河川区域から 500m 幅の区域（区域から連続する商業系用途の区域等を含み、区域の境界付近においては、河川区域の端から 500m 付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。）と、穂谷川沿岸の河川区域から 50m 幅の区域（ただし、東部景観区域は除く）、並びに、天野川沿岸の河川区域から 50m 幅の区域で市長が指定する区域とします。

(iii) 東部景観区域

東部景観区域は、第二京阪道路より東側の第二京阪道路と市境界に囲まれた区域とします。

③ 景観重点区域

景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要である区域を「景観重点区域」として指定し、良好な景観を保全するとともに、地域の特性を活かした重点的な景観形成を図ります。

指定区域は必要に応じて順次、追加していきます。

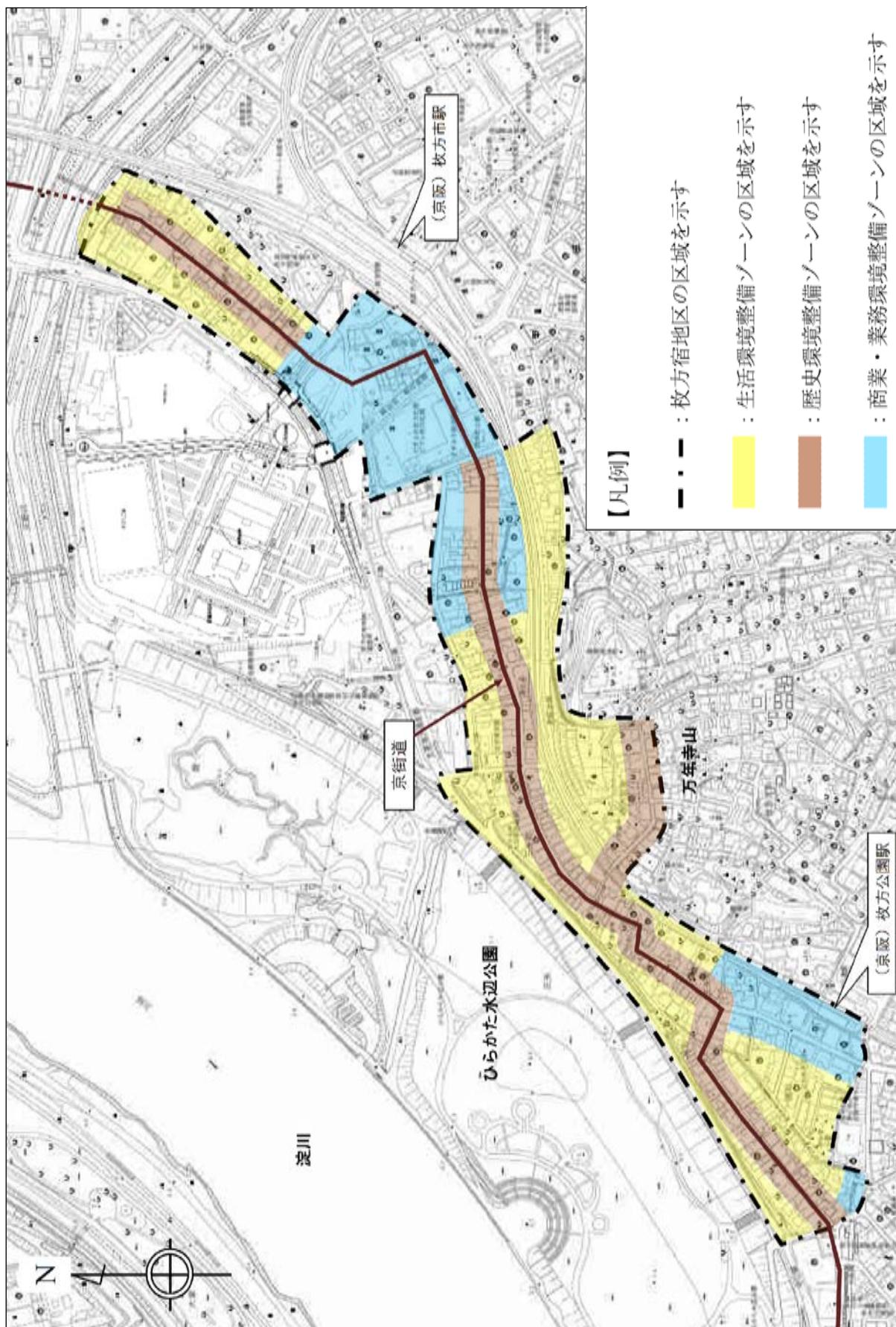
(i) 枚方宿地区

枚方宿地区は、江戸時代から京都と大阪をつなぐ京街道の宿場町として栄え、陸の街道だけでなく、街道とほぼ平行して流れる淀川を利用した水上交通の中継港としても繁栄しました。その後も枚方市の玄関口として成長してきましたが、今でも歴史的な建造物が数多く残り、淀川や万年寺山といった自然環境にも恵まれています。

また、地区内は、街道沿いの伝統的なまちなみが残る区域、その街道から一筋中に入った住宅中心の区域、そして、枚方市駅や枚方公園駅周辺の商業・業務施設が多い区域の3つのゾーンに分けられます。

このように枚方の歴史・文化を今に伝え、ターミナル拠点等にも近接し、良好な景観を形成する上で特に重要な区域であるため、景観重点地区に指定します。

枚方宿地区 区域図(景観重点区域)



2章：良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項関係)

2-1 景観計画区域全域の景観形成の方針

(1) 景観づくりの基本方針

景観計画区域全域の「良好な景観の形成に関する方針」を以下のとおりとします。

なお、基本方針及び方向は「枚方市都市景観基本計画」に従うものであり、詳細については基本計画に示すものとします（以下、本章において同じ）。

- ①『豊かな自然や歴史』をまもるために
 - 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす
 - 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす
- ②『快適な地域環境』をはぐくむために
 - 自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る
 - 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む
 - まちの景観を乱すものを取り除く
 - 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む
- ③『都市的な魅力』をつくるために
 - にぎわいと風格のある都市核を創る
 - 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる
 - 四季のいろいろいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する

(2) 景観類型別の景観形成の方向

景観を構成している要素を都市の骨格となる景観として4区分、地区別の面的な景観として5区分の合計9区分に分類し、それぞれの景観形成の方向を以下のとおりとします。

都市の骨格景観	景観形成の方向
ターミナル拠点景観	ターミナル拠点としての基盤整備の充実を図るとともに、駅周辺地域を含めた総合的な視点から地域の核となる魅力にあふれにぎわいに満ちた場づくりを進めます。
沿道景観	都市や地域の骨格にふさわしい安全で楽しみのある景観を育てていきます。
河川景観	市民が身近に水に親しみ自然とふれあうことのできる空間として活用していきます。
眺望景観	優れた眺望景観や眺望点・眺望軸、地域を印象づけるランドマークの保全・整備を図ります。

地区タイプ	景観形成の方向
緑地景観	緑地の保全・修復に努めるとともに、緑豊かなまちづくりを進めます。
歴史景観	各地区に残る歴史的たたずまいを地域の個性として保全し、貴重な景観資源として活用していきます。
住宅地景観	地域の個性を活かしながら、安全性、快適性にあふれたゆとりある住環境を創造していきます。
商業・業務地景観	商業・業務空間としての活力に溢れ、にぎわいに満ち溢れた快適な環境の創造と、文化性の感じられる個性あるまちの顔として、まとまりのある景観形成を図ります。
工業地景観	周辺地域と調和のとれた、快適でうるおいのある地区環境を形成します。

2-2 景観形成区域別の景観形成の方針

景観形成区域別の景観形成の方針を以下のとおりとします。

景観形成区域		景観形成の方針
道路景観軸	国道1号・170号景観軸	<ol style="list-style-type: none"> 沿道の緑と沿道施設の総合的な景観形成 道路景観に変化を与える節目の修景と眺望の活用
	第二京阪道路景観軸	<ol style="list-style-type: none"> 山なみへの眺望とみどりの連續性の確保 交通結節点における良好なランドマークの形成
河川景観軸	淀川景観軸	<ol style="list-style-type: none"> 枚方を象徴する「母なる川」としての自然景観の保全 市民が身近に親しめる河川空間の形成 河川に沿った斜面林の展望を活かした景観形成
	穂谷川景観軸	<ol style="list-style-type: none"> 穂谷川を軸とした自然・歴史文化・スポーツレクリエーション空間をつなぐネットワークの形成 生物が生息する空間(ビオトープ)の保全と創造
	天野川景観軸	<ol style="list-style-type: none"> 自然と親しみ人々が出会える場の創造 河川と一体となったまちづくり 後背地の田園や斜面林と北摂・生駒への眺望を楽しめる場の整備
東部景観区域		<ol style="list-style-type: none"> 生駒の山なみと調和したまちづくりの推進 枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備 地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成

2-3 景観重点区域の景観形成の方針

景観重点区域の景観形成の方針を以下のとおりとします。

景観重点区域	景観形成の方針
枚方宿地区	<p>枚方宿地区は、江戸時代から京都と大阪をつなぐ京街道の宿場町として栄え、陸の街道だけでなく、街道とほぼ並行して流れる淀川を利用した水上交通の中継港としても繁栄しました。その後も枚方市の玄関口として成長してきましたが、今でも歴史的な建造物が数多く残り、淀川や万年寺山といった自然環境にも恵まれています。</p> <p>地区内は、街道沿いの伝統的な街並みが残る区域、その街道から一筋中に入った住宅中心の区域、そして、枚方市駅や枚方公園駅周辺の商業・業務施設が多い区域の3つのゾーンに分けられます。</p> <p>街道沿いの区域には、当時船宿として栄えた「鍵屋」に代表されるような、1階部分を出格子や腰板張りとして、2階や中2階部分を虫籠（むしこ）窓のある漆喰塗りとするなど、外観に地域の伝統的様式を備えた町家が多く見られます。この地区の特徴は、街道に向かって傾斜した切妻の屋根がかかり、通りから直接出入りする平入りの建物が軒を連ねることにより、連續したまちなみを生み出しています。</p> <p>また、近年は、商店街を中心に歴史的景観と調和した改修等が行われる一方で、新建材による建替えや空地・駐車場のネットフェンス等がまちなみの連續性における課題となっています。</p> <p>このような状況から、枚方宿地区では、各ゾーンの特性に応じて、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の保持、景観の保全・創造、並びに商業機能の充実を図ります。</p> <p>当地区を歴史的街道に面する「歴史的環境整備ゾーン」、住宅等が集積している「生活環境整備ゾーン」、商業・業務施設が集積している「商業・業務環境整備ゾーン」の3つのゾーンに分けて、ゾーン毎の特性に応じた景観づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">①歴史的環境整備ゾーン・・・歴史的街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う。②生活環境整備ゾーン・・・歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う。③商業・業務環境整備ゾーン・歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う。

3章：行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

3-1 区域別の届出対象行為及び規模

(1) 一般区域及び景観形成区域

景観計画の区域内、一般区域及び景観形成区域における景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為及び規模は下表のとおりとします。下表に掲げるいずれかの行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

■届出対象行為及び規模（一般区域及び景観形成区域）

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの、建築面積が1,500m ² を超えるもの、又は、延べ面積が3,000m ² を超えるもの
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの・幅員が12m以上、又は、延長が30m以上の橋梁、跨線橋その他これらに類するもの・高さが15mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの・高さが15m又は建築面積が1,500m²を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為に係る土地の面積が、1ha以上のもの

なお、法並びに枚方市景観条例により通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(2) 景観重点区域：枚方宿地区

景観重点区域：枚方宿地区において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりとします。下表に掲げるいずれかの行為を枚方宿地区において行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

■届出対象行為及び規模（景観重点区域：枚方宿地区）

届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての建築物
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等・垣、さくその他これらに類する工作物等（ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ2mを超えるものに限る）
3	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	すべての開発行為

なお、法並びに枚方市景観条例により通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

3-2 区域別の景観形成基準

景観形成基準は、一般区域、景観形成区域（道路景観軸、河川景観軸、東部景観区域）、景観重点区域（枚方宿地区）のそれぞれの区域毎に形態意匠、色彩等について基準を定めています。

(1) 一般区域

景観形成区域及び景観重点区域以外の区域とする。

対象項目		景観形成基準
建築物等（これに附屬する工作を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な縁化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	
	工作物の外観	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連續性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
		色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な縁化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
	意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	
	敷地内の緑化 (ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連續性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準		

(2) 景観形成区域

- ① 道路景観軸の区域：国道1号・170号沿道区域、第二京阪道路沿道区域

対象項目		景観形成基準
建築物等（これに附屬する工作を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な縁化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	
	工作物の外観	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。 (ウ)まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行空間と緑化などの修景スペースの確保に工夫する。
		色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な縁化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
	意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	
	敷地内の緑化 (ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

② 河川景観軸の区域：淀川沿岸区域、穂谷川沿岸区域、天野川沿岸区域

対象項目		景観形成基準	
建築物等（これに附屬する工作を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

③ 東部景観区域

対象項目		景観形成基準
建築物等（これに附屬する工作を含む）の基準	建築物及びこれに附屬するものの配置	屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山なみと調和し、かつ著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山なみに配慮する。
		意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	
	工作物の外観	(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)山なみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山なみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
		色彩 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山なみと調和し、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山なみに配慮する。
	意匠 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。	
	敷地内の緑化 (ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)山なみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山なみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

(3) 景観重点区域

① 枚方宿地区

対象項目		景観形成基準
建築物等 (これに附屬する工作を含む) の基準	建築物及びこれに附屬するものの配置	<p>屋外に設置するもの 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見える場所に配置する場合は、建築物若しくは塀と一体化したり、又は植栽により修景する等により、見苦しくならないような工夫をする。</p> <p>建築設備・附属性物等 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。</p> <p>屋外広告物 歴史的環境整備ゾーンにおいて看板等を設置する場合、 (ア)建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。 (イ)歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。 (ウ)複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。</p>
	歴史的環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	(ア)壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連續性に配慮する。 (イ)木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。
	屋根	原則、勾配屋根とともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。
	意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。
建築物の外観	生活環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	木、石、漆喰などの伝統的素材と調和するものとする。
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下）
	意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）と調和するものとする。
	商業・業務環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみと調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下）
	外壁・意匠等	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。
敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連續性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。

工作物の基準	工作物の外観	歴史的環境整備ゾーン		
		色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。	
		外壁	垣、さく等（塀、門等）を配置する場合は、街道との敷際に配置し、周辺との連續性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみ配慮する。	
		意匠	木、石、漆喰、瓦などの伝統的素材、又はそれらと調和するものを使用するなど、和風の造りとなるよう配慮する。	
		生活環境整備ゾーン		
		色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。	
		意匠	和風と調和するデザインとする。	
		商業・業務環境整備ゾーン		
		色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。	
		意匠	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。	
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連續性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。		

■別表1：色彩基準（景観重点区域以外）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ⑩ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ⑪ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ⑫ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、十分に周辺との調和が図られたものと市長が認める場合

■別表2：色彩基準（景観重点区域）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁、屋根及びシャッター等については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（基本色）

- ⑩ R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ⑪ Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ⑫ その他の色相の場合、彩度2以下

※JIS のマンセル表色系による

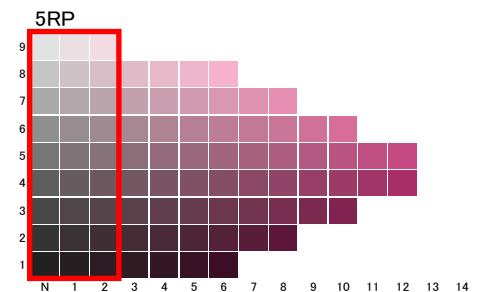
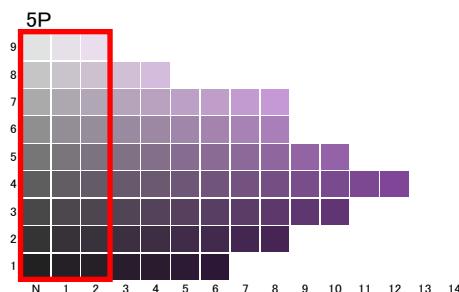
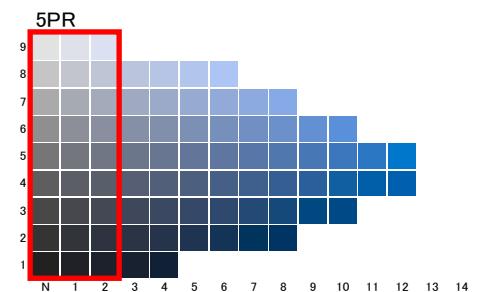
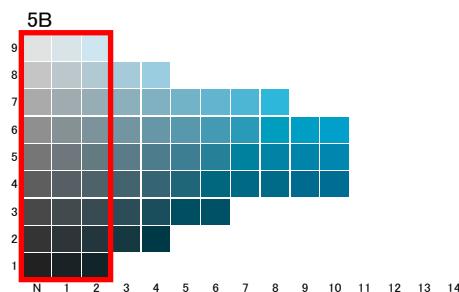
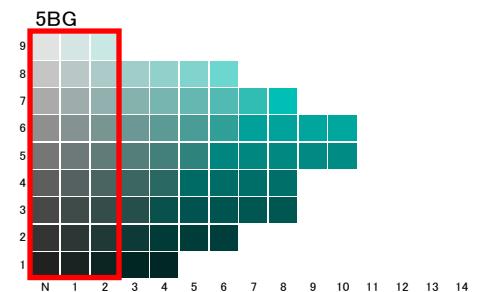
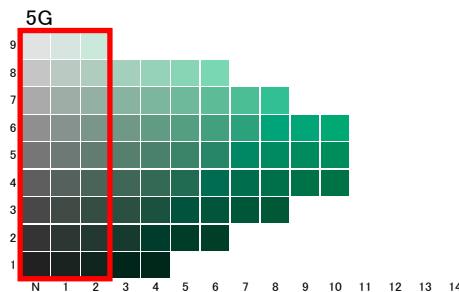
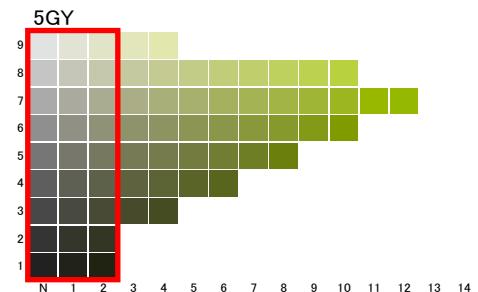
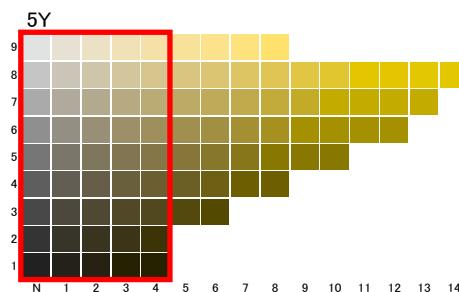
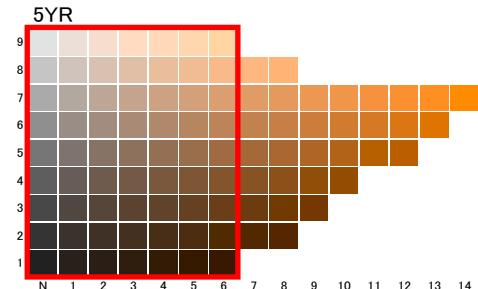
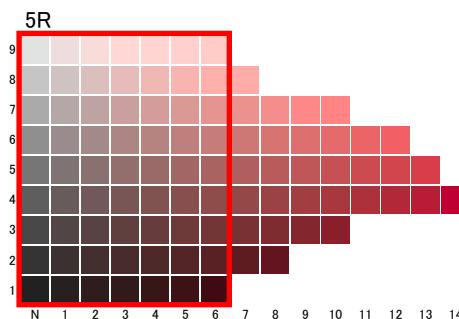
○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1／20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1／3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、十分に周辺との調和が図られたものと市長が認める場合

(参考) マンセル表色系と色彩基準

枚方市景観計画における色彩基準（外壁基本色）

以下のマンセル表色系に示す各色相の **赤枠内** が外壁に使用してもよい色彩の範囲です。
但し、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるものも正確な色彩ではないため、実際の色は色票等により確認してください。



4章：景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

4-1 景観重要建造物の指定の方針

次の各項目に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・地域に広く親しまれている建造物（適性に管理されているもの。）

4-2 景観重要樹木の指定の方針

次の各項目に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適性に管理されているもの。）

5章：屋外広告物の表示等及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠です。これまで、大阪府屋外広告物条例に基づき規制誘導が行われてきましたが、平成26年4月からは景観計画の区域における具体的な基準については、枚方市屋外広告物条例に委ねることとします。

ただし、重点区域において、屋外広告物の基準が定められた場合には、広告物を当該基準に即したものとするよう努めることとします。

6章：公共施設等の景観形成の方針

良好な景観の形成を図るために、公共の整備・管理にあたっては、次の各項を基本とします。

6-1 一般区域

- ① 高架鉄道や高架道路、それらの関連施設は、それぞれの区域の景観特性を踏まえ、良好な景観形成に努める。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる景観をつくる。
- ③ 街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復等、山なみ景観や田園の景観、河川景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
- ④ 歩道や公園、緑地帯等の空間を中心に公共・公益空間を適切に維持管理する。

6-2 景観形成区域

(1) 国道1号・170号沿道区域

- ① 生駒山系の山裾や丘陵部等において、地形や周辺の景観構造を読み取り、活かす。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
- ③ 生駒山系を背景とする区域においては、街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復等、山なみ景観や田園の景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
- ④ 歩道や高架下の空間等、道路空間を適切に維持管理する。

(2) 第二京阪道路沿道区域

- ① 田園地域を貫き、生駒山系の山裾を通る自然の眺望景観と市街地景観に優れた景観構造を読みとり、活かす。
- ② 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
- ③ 生駒山系の山裾や田園地域を貫く地域においては、街路樹や緑地帯の育成と充実等により、山なみ景観や田園の景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
- ④ 歩道や緑地帯等の空間を中心に公共・公益空間を適切に維持管理する。

(3) 淀川沿岸区域

- ① ヨシ原やワンド等、豊かで貴重な自然が残るところでは、郷土種等を再生する等、水辺の自然環境の保全に努める。
- ② 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
- ③ 国や大阪府、枚方市だけでなく、淀川と関わりの深い地域住民等と協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、淀川をきれいに保つ景観づくりを行う。

(4) 穂谷川沿岸区域、天野川沿岸区域

- ① 豊かで貴重な自然が残るところでは、水辺の自然環境の保全に努める。
- ② 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
- ③ 国や大阪府、枚方市だけでなく、河川と関わりの深い地域住民等と協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、河川をきれいに保つ景観づくりを行う。

(5) 東部景観区域

- ① 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
- ② 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのもののへの影響に配慮する。
- ③ 国や大阪府、市、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

6-3 景観重点区域

(1) 枚方宿地区

- ① 街道の舗装や道路標識等の公共サインなどは、歴史的資源や伝統的なまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。また、景観を阻害する要因となっている電柱、電線について、地中化等の工夫に努め、全体として一体感が感じられる街道景観をつくる。
- ② 枚方宿地区にある道標などは、周辺のまちなみと一緒にとなって歴史的な雰囲気を形作っていることから、適切に維持管理する。
- ③ 歴史的街道（道路）は、伝統的なまちなみ同士をつなぎ、市域を越えて連続していることに意味があることから、大阪府、枚方市だけでなく、街道の沿道や関わりの深い住民等と協力し、適切に維持管理する。
- ④ 枚方宿地区においては、質の高い空間形成や沿道の歴史的資源、伝統的なまちなみを活かした街道景観の形成を推進し、地区にふさわしい景観形成を図る。

7章：景観重要公共施設の整備に関する事項及び 景観重要公共施設に関する基準で、良好な景観形成に必要なもの

(景観法第8条第2項第4号口及びハ関係)

道路、河川、公園緑地等の公共施設は、都市の骨格を形成するとともに、日常的に市民が目にす
る重要な景観構成要素となっています。

このため、良好な景観を形成する上で重要な、道路法による道路、河川法による河川、都市
公園法による都市公園等について、施設管理者などとの協議を経て景観重要公共施設等に位置付け、
良好な景観形成を図るための整備に関する事項等を定めます。

附則

○平成26年6月30日以前の取り扱いについて

枚方市景観条例を全面施行する平成26年6月30日以前の期間は、以下の内容で枚方市域の景観形成を進めて行きます。